

令和3年1月25日招集

## 第1回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和3年第1回狭山市農業委員会総会

---

令和3年1月25日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時00分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 狭山農業振興地域整備計画の変更について
  - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
  - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告・協議事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2) その他
- 5 閉会 午後3時00分

---

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 0名

(本日の欠席推進委員 8名)

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	松村享子

---

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二 主任 橋本邦彦

---

事務局 定時になりましたので、これより令和3年第1回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 狭山農業振興地域整備計画書（案）
- ・資料2 総会議案書
- ・資料3 議案図面資料

席上に配布しました

・資料4 農地法第3、4、5条の届出受理状況について  
となります。宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより令和3年第1回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しく願いいたします。

#### 議 事

議 長 只今から、令和3年第1回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号14番 小口委員と3番 諸口委員にお願いします。

これより、議案の審議を行います。

議案第1号「狭山農業振興地域整備計画書（案）について」を議題とします。  
農業振興課の説明を求めます。

農 業 振 資料1

興 課 （狭山農業振興地域整備計画書（案）の説明）

計画書本文を現況に合った内容に修正し、過去に除外した土地を明確にすることを主とした変更。

農業振興課長 補足になります。お手元の資料に新旧対照表がございます。今回の作業のメインは、農用地面積の精査です。実情の農用地面積に合わせました。見直し作業にて100ha面積が減少ということになります。これまでの見直しの間に、東京狭山線等大きな都市計画の変更があり、今回の全体見直しに反映させました。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。  
(質疑なし)  
質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

農業振興課の案件は終了しましたので、ここで、農業振興課は、退席します。  
ご苦労様でした。

次に、議案第2号「農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 本来、議案第2号につきましては、農業委員会は推進委員に活動の報告を求められることができるという農業委員会法の規定に基づいて各地区の推進委員の活動報告をお願いしています。  
しかし、あくまで「できる」規定ということですので、コロナの関係で、とりあえず、この1月の総会につきましては報告を求めないというかたちをとらせていただきました。  
活動の状況については、事務局から推進委員へあらかじめ活動状況について伺っておりますのでご報告させていただきます。

まず、入間川地区ですが、遊休農地の発生防止・解消活動として、入間川地区の見回りを行いました。  
入曽地区につきましては、同活動により巡回を行いました。  
堀兼地区につきましては、渡邊推進委員につきまして、利用権設定で該当者宅を訪問しました。中新田圃場の巡回確認を行いました。  
小澤推進委員につきましては、堀下地域の農地の有効活用について聞き取りを行いました。  
山下推進員は、上赤坂地区の利用権の関係で調整を行いました。また、賃貸借の受け人探しを行いました。

事務局 奥富地区につきましては、遊休農地の発生防止のパトロールを行いました。  
柏原地区につきましても、遊休農地の発生防止のパトロールを行いました。  
水富地区につきましては、遊休農地の発生防止のパトロールを行いました。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等がございますか。  
(質疑なし)

無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

次に、お手元の資料にあります、農用地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局 資料2 総会議案書の3ページをお願いします。

利用権設定については、今回1件です。

堀兼にお住いの渡し人と、上赤坂にお住いの受け人の所有権移転の案件です。

所在地は、上赤坂字富士見ノ丘363番地、同364番2の2筆 両筆とも地目は、畑、併せて2,013㎡、受け人は、平成30年9月10日に認定農業者となっています。説明は、以上となります。

議長 説明が終わりましたが、農業委員から質疑等がありますか？  
(質疑なし)

質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字青柳字東丸山243番1ほか4筆、地目は畑、地積は2,698.16㎡です。現在は耕起中となっています。許可後は路地野菜の作付けを予定しています。

譲受人は、狭山市青柳に居住する農業者で、総耕作面積は、21,013㎡です。その内訳としましては、畑が21,013㎡です。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに 該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します

- 諸口委員 // 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します  
// 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します  
// 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。  
(質疑なし)  
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可』します。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題としま  
す。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

荒井委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市入間川字上中原1824番の1、地目は畑、地積は合計495  
㎡です。  
農地区分につきましては、  
・10ha以上の集団性がある いいえ  
・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい  
・インフラの整備が進んでいる はい  
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし  
・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ  
以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起  
中です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅敷  
地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付さ  
れていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上の

荒井委員 ことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
(質疑なし)  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号4整理番号2について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字加佐志字普門寺108番の2、地目は畑、地積は合計308.58㎡です。  
農地区分につきましては、  
・10ha以上の集団性がある はい  
・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい  
・インフラの整備が進んでいる いいえ  
上水道 なし 下水道 あり ガス管 なし  
・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ  
以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
(質疑なし)  
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

議 長 賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。  
次に、協議・報告事項に移ります。

まず、「農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について事務局の説明を求めます。

事務局 (資料4の説明)

資料4をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は、4件23筆です。

合計面積は15,571㎡、田5,498㎡、畑が1,073㎡です。届出理由は全て相続です。

次に農地法第4条の規定による届出は、1件2筆です。合計面積は477㎡、全て田です。届出理由は全て住宅敷地です。

次に農地法第5条の規定による届出は、1件1筆です。合計面積は262㎡、全て畑です。届出理由は住宅敷地です。

諸口委員 農用地利用集積計画の所有権移転と、農地法第3条の許可による所有権移転はどう違うのですか？

事務局 農用地利用集積計画の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に基づいております。対象は新規就農者も含めた認定農業者もしくは認定基準到達者です。基準は、農業振興課が指定しています。農業経営基盤強化促進法による所有権移転の場合は渡し人には800万円の控除を受けることができます。また、受け人は農業委員会に嘱託登記を依頼できます。下限面積要件はありません。一方、農地法第3条による所有権移転は、下限面積5,000㎡を超えていなければならないことや、受け人は全部耕作要件を満たすことが条件になります。

議 長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、事務局からその他、何かありましたらお願いします。

(無し)

その他について、委員から何かありますか。

(無し)

無いようですので、これをもちまして、令和3年第1回狭山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。